

労災保険の特別加入制度について

事業規模拡大にともない従業員を雇用する担い手も増えてきました。

万が一の事故の際にも確実な保証を受けられるように、従業員への補償を考えておくべきです。

1. 農業者が労災保険に加入する場合、下記の3つの区分のいずれかに特別加入することができます。

(1) 特定農作業従事者

自営農業者(兼業農家を含む)、年間の農産物販売総額 300 万円以上または耕作面積 2ha 以上の規模で特定の農作業に従事している方。

(2) 指定農業機械作業従事者

自営農業者(兼業農家を含む)の方で指定された機械を使用し農作業を行う方。

(3) 中小事業主等(労働者を雇用する事業主)

農業の場合には常時 300 人以下の労働者を使用する事業主(事業主が法人の場合にはその代表者)及び労働者以外でその事業に従事する人(特別加入できる事業主の家族従事者など)。なお、労働者を通年雇用しない場合でも、1 年間に 100 日以上、労働者を使用することが見込まれる場合を含みます。

2. 補償の対象となる範囲 **業務災害、通勤災害**

補償の内容(一部紹介)

(1) 療養補償給付

農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合

→ 必要な治療が無料で受けられます。

(2) 休業補償給付

農作業事故によるケガや病気のために労働することができない日

(入院等)が 4 日以上となった場合

→ 休業した4日目から、休業1日につき給付基本日額の 80%が支給。

3. 申し込みについて

(休業補償給付 60%、特別支給金 20%)

○保険料の対象は4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。

○新規にご加入を希望される方は詳細を説明致しますので TAC までご連絡ください。

※4月からの加入を予定されている方は2月末まで申し込みをお願い致します。

JA の「**農作業中傷害共済**」に加入している担い手の方々も増えてきています。

本人や雇用した方たちが農作業中の事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金の支払いがあります。

個人や法人等で農繁期の雇用に応じて共済期間を設定できます。

加入内容により掛金が変わりますので、詳細は JA 共済担当までご相談ください。

